

(保 156)

令和元年10月23日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
松本吉郎

令和元年台風第19号に伴う災害の被災者に係る一部負担金等の取扱いについて（その3）

令和元年台風第19号に伴う災害の被災に関する、一部負担金、保険外併用療養費、訪問看護療養費、家族療養費又は家族訪問看護療養費に係る自己負担額（以下「一部負担金等」）の支払いが困難な方に対する取扱いについては、令和元年10月21日付（保 153）F「令和元年台風第19号に伴う災害の被災者に係る一部負担金等の取扱いについて」によりご連絡申し上げてきたところです。

今般、一部負担金等の支払猶予の対象となる市町村や健康保険組合等が添付資料1の別紙1、別紙2のとおり更新されましたのでご連絡申し上げます。

また、添付資料2の被災地域ごとのリーフレットにつきましては、千葉県が追加となり、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、東京都、長野県、静岡県の対象保険者が更新されております。その他の県につきましては変更ありません。

つきましては、貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

<添付資料>

1. 令和元年台風第19号に伴う災害の被災者に係る一部負担金等の取扱いについて（その3）
（令元. 10. 23 事務連絡 厚生労働省保険局保険課・国民健康保険課・高齢者医療課・医療課）
2. 令和元年台風第19号の被災者の皆様へ
（令元. 10. 23 リーフレット 厚生労働省）

事務連絡
令和元年10月23日

地方厚生(支)局医療課
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)
後期高齢者医療主管課(部)
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局

御中

厚生労働省保険局保険課
厚生労働省保険局国民健康保険課
厚生労働省保険局高齢者医療課
厚生労働省保険局医療課

令和元年台風第19号に伴う災害の被災者に係る一部負担金等の取扱いについて(その3)

令和元年台風第19号に伴う災害の被災に関し、一部負担金、保険外併用療養費、訪問看護療養費、家族療養費又は家族訪問看護療養費に係る自己負担額(以下「一部負担金等」という。)の支払いが困難な者の取扱いについて、下記のとおりとするので、貴管下保険医療機関、被保険者及び審査支払機関等に対し、周知を図るようよろしくお願いしたい。なお、周知に当たっては参考資料の「医療機関・薬局向けリーフレット」及び「患者向けリーフレット」を各保険医療機関、避難所等に配布頂き、特に「患者用リーフレット」については、院内掲示、窓口での配布等を促して頂きたい。

(令和元年10月21日付け事務連絡から、別紙1、別紙2を更新)

記

1に掲げる者については、保険医療機関及び保険医療養担当規則(昭和32年厚生省令第15号)第5条及び第5条の2、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則(昭和32年厚生省令第16号)第4条、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準(昭和58年厚生省告示第14号)第5条及び第5条の2並びに指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準(平成12年厚生省令第80号)第13条の規定による一部負担金等の支払いを受けることを、2に掲げる期間猶予することができるものとする。

なお、入院時食事療養費及び入院時生活療養費(保険外併用療養費及び家族療養費に係る食事療養及び生活療養に係るものを含む。)については、標準負担額の支払いを受ける必要がある。

1 対象者の要件

(1)及び(2)のいずれにも該当する者であること。

(1) 以下に掲げる被保険者又は被扶養者であること。

- ① 別紙1に掲げる市町村（特別区を含む。以下同じ。）の国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第5条の被保険者（市町村国保の被保険者）
- ② 令和元年台風第19号に伴う災害に係る災害救助法の適用市町村に住所を有する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の被保険者であって、別紙1に掲げる後期高齢者医療広域連合の被保険者
- ③ 令和元年台風第19号に伴う災害に係る災害救助法の適用市町村に住所を有する者（被災以降、適用市町村から他の市町村に転入した者を含む。）であって別紙2に掲げる健康保険組合又は国民健康保険組合若しくは健康保険協会の被保険者又は被扶養者

(2) 令和元年台風第19号により、次のいずれかの申し立てをした者であること。

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした旨
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である場合
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した旨
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨

2 取扱いの期間

令和2年1月末までの診療、調剤及び訪問看護

3 医療機関等における確認等

上記1(2)の申し立てをした者については、被保険者証等により、住所が1(1)の市町村の区域であることを確認するとともに、当該者の1(2)の申し立ての内容を診療録等の備考欄に簡潔に記録しておくこと。

ただし、被保険者証等を提示できない場合には、

- ① 健康保険法又は船員保険法の被保険者若しくは被扶養者である場合には、氏名、生年月日、被保険者の勤務する事業所名、住所及び連絡先
- ② 国民健康保険法の被保険者又は高齢者の医療の確保に関する法律の被保険者の場合には、氏名、生年月日、住所及び連絡先(国民健康保険組合の被保険者については、これらに加えて組合名)

を診療録等に記録しておくこと。

なお、申し立てた事項については、後日、保険者から患者に対し内容の確認が行われることがある旨を患者に周知するようご協力いただきたい。

4 その他

本事務連絡に基づき一部負担金等の支払いを猶予した場合は、患者負担分を含めて10割を審査支払機関等へ請求すること。

なお、請求の具体的な手続きについては、平成25年1月24日付け保険局医療課事務連絡「暴風雪被害に係る診療報酬等の請求の取扱いについて」（別添）に準じて取り扱われたい。

別紙 1 (市町村国保・後期高齢者医療広域連合)

※今後、対象となる市町村等は、更新していく予定

○ 市町村

	都道府県	市町村
1	群馬県	前橋市
2		高崎市
3		甘楽町
4		嬭恋村
5		邑楽町
6		みなかみ町
7		みどり市
8		藤岡市
9		富岡市
10		南牧村
11		千代田町
12		館林市
13		安中市
14		下仁田町
15	埼玉県	さいたま市
16		川口市
17		秩父市
18		所沢市
19		飯能市
20		本庄市
21		狭山市
22		入間市
23		朝霞市

24		和光市
25		富士見市
26		日高市
27		東松山市
28		嵐山町
29		川島町
30		ときがわ町
31		横瀬町
32		小鹿野町
33		神川町
34		寄居町
35		新座市
36		坂戸市
37		美里町
38		川越市
39		上尾市
40		鶴ヶ島市
41		小川町
42		吉見町
43		皆野町
44	栃木県	宇都宮市
45		足利市
46		栃木市
47		佐野市
48		鹿沼市
49		日光市
50		大田原市
51		那須烏山市

52		矢板市	
53		那須塩原市	
54		塩谷町	
55		那須町	
56		さくら市	
57		小山市	
58		下野市	
59		上三川町	
60		茂木町	
61		市貝町	
62		壬生町	
63		東京都	墨田区
64			北区
65	板橋区		
66	練馬区		
67	八王子市		
68	青梅市		
69	府中市		
70	昭島市		
71	日野市		
72	稲城市		
73	日の出町		
74	檜原村		
75	世田谷区		
76	奥多摩町		
77	長野県	松本市	
78		諏訪市	
79		須坂市	

80	小諸市
81	茅野市
82	佐久市
83	小海町
84	川上村
85	長和町
86	下諏訪町
87	辰野町
88	麻績村
89	生坂村
90	小布施町
91	飯綱町
92	長野市
93	上田市
94	岡谷市
95	飯山市
96	塩尻市
97	千曲市
98	東御市
99	安曇野市
100	南牧村
101	南相木村
102	佐久穂町
103	高山村
104	中野市
105	軽井沢町
106	御代田町
107	富士見町

108		坂城町
109	茨城県	水戸市
110		日立市
111		土浦市
112		石岡市
113		結城市
114		常陸太田市
115		北茨城市
116		那珂市
117		常陸大宮市
118		大子町
119		神栖市
120		つくば市
121		笠間市
122		守谷市
123		ひたちなか市
124		城里町
125		
126	宮城県	仙台市
127		石巻市
128		気仙沼市
129		名取市
130		角田市
131		岩沼市
132		栗原市
133		大崎市
134		富谷市
135		

136		大郷町	
137		大衡村	
138		色麻町	
139		涌谷町	
140		美里町	
141		南三陸町	
142		塩竈市	
143		白石市	
144		多賀城市	
145		登米市	
146		丸森町	
147		山元町	
148		松島町	
149		利府町	
150		加美町	
151		蔵王町	
152		大河原町	
153		村田町	
154		柴田町	
155		福島県	福島市
156			二本松市
157	郡山市		
158	須賀川市		
159	いわき市		
160	桑折町		
161	只見町		
162	泉崎村		
163	中島村		

164		矢吹町
165		玉川村
166		古殿町
167		小野町
168		檜葉町
169		富岡町
170		大熊町
171		浪江町
172		新地町
173		南相馬市
174		伊達市
175		白河市
176		会津若松市
177		国見町
178		大玉村
179		鏡石町
180		天栄村
181		檜枝岐村
182		会津美里町
183		棚倉町
184		西郷村
185		平田村
186		三春町
187		川内村
188		双葉町
189		葛尾村
190		飯舘村
191		田村市

192		相馬市
193		本宮市
194		石川町
195		喜多方市
196		川俣町
197		猪苗代町
198		矢祭町
199		埴町
200		鮫川村
201		浅川町
202		新潟県
203	岩手県	陸前高田市
204		釜石市
205		山田町
206		洋野町
207		大船渡市
208		普代村
209		野田村
210		宮古市
211		久慈市
212	神奈川県	川崎市
213		相模原市
214		平塚市
215		小田原市
216		茅ヶ崎市
217		秦野市
218		厚木市
219		伊勢原市

220		海老名市	
221		座間市	
222		南足柄市	
223		寒川町	
224		大井町	
225		松田町	
226		山北町	
227		箱根町	
228		湯河原町	
229		愛川町	
230		清川村	
231		山梨県	大月市
232		静岡県	伊豆の国市
233	函南町		

○ 後期高齢者医療広域連合

	広域連合
1	岩手県後期高齢者医療広域連合
2	宮城県後期高齢者医療広域連合
3	福島県後期高齢者医療広域連合
4	茨城県後期高齢者医療広域連合
5	栃木県後期高齢者医療広域連合
6	群馬県後期高齢者医療広域連合
7	千葉県後期高齢者医療広域連合
8	埼玉県後期高齢者医療広域連合
9	東京都後期高齢者医療広域連合
10	神奈川県後期高齢者医療広域連合

11	新潟県後期高齢者医療広域連合
12	山梨県後期高齢者医療広域連合
13	長野県後期高齢者医療広域連合
14	静岡県後期高齢者医療広域連合

別紙2（被用者保険・国保組合）

※今後、対象となる健康保険組合等は、更新していく予定

○ 全国健康保険協会

一部負担金等の猶予及び免除を行うと回答

○ 健康保険組合

一部負担金等の猶予を行うと回答

	健保組合名	所在地
1	ANAグループ健康保険組合	東京都
2	azbilグループ健康保険組合	東京都
3	BIJ健康保険組合	東京都
4	DIC健康保険組合	東京都
5	DOWA 健康保険組合	東京都
6	EY Japan 健康保険組合	東京都
7	GLV 健康保険組合	東京都
8	GWA 健康保険組合	東京都
9	IHG・ANA ホテルズ健康保険組合	東京都
10	IHIグループ健康保険組合	東京都
11	JVCケンウッド健康保険組合	東京都
12	J. フロント健康保険組合	大阪府
13	KOA 健康保険組合	長野県
14	KYB 健康保険組合	岐阜県
15	MBK 連合健康保険組合	東京都
16	NIPPO健康保険組合	東京都
17	OKK 健康保険組合	兵庫県
18	SG ホールディングスグループ健康保険組合	京都府
19	TCSグループ健康保険組合	東京都

20	UACJ 健康保険組合	愛知県
21	USEN-NEXT GROUP 健康保険組合	大阪府
22	YG 健康保険組合	東京都
23	アイシン健康保険組合	愛知県
24	愛知県トラック事業健康保険組合	愛知県
25	愛鉄連健康保険組合	愛知県
26	あおみ建設健康保険組合	東京都
27	青森銀行健康保険組合	青森県
28	アコム健康保険組合	東京都
29	旭化成健康保険組合	宮崎県
30	アサヒグループ健康保険組合	東京都
31	朝日新聞健康保険組合	東京都
32	朝日生命健康保険組合	東京都
33	アストラゼネカ健康保険組合	大阪府
34	麻生健康保険組合	福岡県
35	飯野健康保険組合	東京都
36	イオン健康保険組合	千葉県
37	イズミグループ健康保険組合	広島県
38	イズミヤグループ健康保険組合	大阪府
39	井関農機健康保険組合	愛媛県
40	いなげや健康保険組合	東京都
41	イノアック健康保険組合	愛知県
42	茨城県農協健康保険組合	茨城県
43	イビデン健康保険組合	岐阜県
44	イマジカ健康保険組合	東京都
45	宇部興産健康保険組合	山口県
46	ウラベ健康保険組合	広島県
47	エア・ウォーター健康保険組合	北海道

48	永大産業健康保険組合	大阪府
49	エイベックス・グループ健康保険組合	東京都
50	エーアンドエーマテリアル健康保険組合	神奈川県
51	エーザイ健康保険組合	東京都
52	エクセディ健康保険組合	大阪府
53	エム・オー・エー健康保険組合	静岡県
54	遠州鉄道健康保険組合	静岡県
55	王子製紙健康保険組合	東京都
56	オークマ健康保険組合	愛知県
57	大阪織物商健康保険組合	大阪府
58	大阪菓子健康保険組合	大阪府
59	大阪機械工具商健康保険組合	大阪府
60	大阪工作機械健康保険組合	大阪府
61	大阪港湾健康保険組合	大阪府
62	大阪産業機械工業健康保険組合	大阪府
63	大阪紙商健康保険組合	大阪府
64	大阪自転車健康保険組合	大阪府
65	大阪自動車整備健康保険組合	大阪府
66	大阪装粧健康保険組合	大阪府
67	大阪鉄商健康保険組合	大阪府
68	大阪ニット健康保険組合	大阪府
69	大阪府貨物運送健康保険組合	大阪府
70	大阪府管工事業健康保険組合	大阪府
71	大阪府建築健康保険組合	大阪府
72	大阪婦人子供既製服健康保険組合	大阪府
73	大阪府石油健康保険組合	大阪府
74	大阪府電気工事健康保険組合	大阪府
75	大阪府電設工業健康保険組合	大阪府

76	大阪線材製品健康保険組合	大阪府
77	大阪薬業健康保険組合	大阪府
78	大阪読売健康保険組合	大阪府
79	大沢健康保険組合	東京都
80	オカモト健康保険組合	東京都
81	沖電気工業健康保険組合	東京都
82	オリンパス健康保険組合	東京都
83	外国運輸金融健康保険組合	東京都
84	花王健康保険組合	東京都
85	科学技術健康保険組合	埼玉県
86	カスミ健康保険組合	茨城県
87	学研健康保険組合	東京都
88	勝又健康保険組合	千葉県
89	神奈川県管工事業健康保険組合	神奈川県
90	神奈川県機器健康保険組合	神奈川県
91	神奈川県協同健康保険組合	神奈川県
92	神奈川県建設業健康保険組合	神奈川県
93	神奈川県自動車整備健康保険組合	神奈川県
94	神奈川県情報サービス産業健康保険組合	神奈川県
95	神奈川県食品製造健康保険組合	神奈川県
96	神奈川県石油業健康保険組合	神奈川県
97	神奈川県鉄工業健康保険組合	神奈川県
98	神奈川県電設健康保険組合	神奈川県
99	神奈川県プラスチック事業健康保険組合	神奈川県
100	神奈川鉄鋼産業健康保険組合	神奈川県
101	カネカ健康保険組合	大阪府
102	カルビー健康保険組合	栃木県
103	管工業健康保険組合	東京都

104	観光産業健康保険組合	東京都
105	関西文紙情報産業健康保険組合	大阪府
106	関東 IT ソフトウェア健康保険組合	東京都
107	関東信用組合連合健康保険組合	東京都
108	関東百貨店健康保険組合	東京都
109	キクチ健康保険組合	愛知県
110	北関東しんきん健康保険組合	群馬県
111	キタムラ健康保険組合	高知県
112	岐阜県プラスチック事業健康保険組合	岐阜県
113	岐阜繊維健康保険組合	岐阜県
114	君津製鉄所関連健康保険組合	千葉県
115	九州電力健康保険組合	福岡県
116	共栄火災健康保険組合	東京都
117	紀陽銀行健康保険組合	和歌山県
118	京三製作所健康保険組合	神奈川県
119	京都銀行健康保険組合	京都府
120	京都信用金庫健康保険組合	京都府
121	京都中央信用金庫健康保険組合	京都府
122	杏林健康保険組合	東京都
123	巨樹の会健康保険組合	佐賀県
124	きらぼし銀行健康保険組合	東京都
125	キリンビール健康保険組合	東京都
126	近畿化粧品健康保険組合	大阪府
127	近畿電子産業健康保険組合	大阪府
128	近畿日本鉄道健康保険組合	大阪府
129	倉紡健康保険組合	岡山県
130	クラレ健康保険組合	大阪府
131	グリコ健康保険組合	大阪府

132	栗田健康保険組合	東京都
133	来島どっく健康保険組合	愛媛県
134	くろがね健康保険組合	大阪府
135	群馬県農業団体健康保険組合	群馬県
136	計機健康保険組合	東京都
137	経済産業関係法人健康保険組合	東京都
138	小糸健康保険組合	東京都
139	工機ホールディングス健康保険組合	茨城県
140	合同製鐵健康保険組合	大阪府
141	鴻池健康保険組合	大阪府
142	ゴールドウイン健康保険組合	富山県
143	コカ・コーラボトラーズジャパン健康保険組合	愛知県
144	国会議員秘書健康保険組合	東京都
145	コニカミノルタ健康保険組合	東京都
146	駒井ハルテック健康保険組合	大阪府
147	小松製作所健康保険組合	東京都
148	五洋建設健康保険組合	東京都
149	雇用支援機構健康保険組合	千葉県
150	近藤紡績健康保険組合	愛知県
151	さいしん健康保険組合	埼玉県
152	埼玉県医師会健康保険組合	埼玉県
153	埼玉県建設業健康保険組合	埼玉県
154	埼玉県農協健康保険組合	埼玉県
155	酒フーズ健康保険組合	東京都
156	サザビーリーグ健康保険組合	東京都
157	佐藤工業健康保険組合	東京都
158	サノヤス健康保険組合	大阪府
159	山陰自動車業健康保険組合	島根県

160	三協・立山健康保険組合	富山県
161	産業機械健康保険組合	東京都
162	サンデン健康保険組合	群馬県
163	三陽商会健康保険組合	東京都
164	サンリオ健康保険組合	東京都
165	シーイーシー健康保険組合	東京都
166	ジェイアールグループ健康保険組合	東京都
167	JXTGグループ健康保険組合	神奈川県
168	ジェイティ健康保険組合	東京都
169	ジェイテクト健康保険組合	大阪府
170	静岡県金属工業健康保険組合	静岡県
171	静岡県自動車販売健康保険組合	静岡県
172	静岡県信用金庫健康保険組合	静岡県
173	静岡県電気工事業健康保険組合	静岡県
174	静岡県東部機械工業健康保険組合	静岡県
175	静岡県トラック運送健康保険組合	静岡県
176	静岡県農業団体健康保険組合	静岡県
177	七十七銀行健康保険組合	宮城県
178	シナネン健康保険組合	東京都
179	澁澤健康保険組合	東京都
180	島津製作所健康保険組合	京都府
181	シャープ健康保険組合	大阪府
182	社会保険支払基金健康保険組合	東京都
183	住宅金融支援機構健康保険組合	東京都
184	出版健康保険組合	東京都
185	商船三井健康保険組合	東京都
186	松竹健康保険組合	東京都
187	昭和電工健康保険組合	東京都

188	神栄健康保険組合	兵庫県
189	信越化学健康保険組合	東京都
190	神鋼商事健康保険組合	大阪府
191	新生銀行健康保険組合	東京都
192	新電元工業健康保険組合	埼玉県
193	すかいらーくグループ健康保険組合	東京都
194	スターバックスコーヒージャパン健康保険組合	東京都
195	セイコーインスツル健康保険組合	千葉県
196	西武健康保険組合	埼玉県
197	聖隷健康保険組合	静岡県
198	関ヶ原石材健康保険組合	岐阜県
199	セコム健康保険組合	東京都
200	セディナ健康保険組合	愛知県
201	セブン&アイ・ホールディングス健康保険組合	東京都
202	セメント商工健康保険組合	東京都
203	ゼロ健康保険組合	神奈川県
204	全国印刷工業健康保険組合	東京都
205	全国外食産業ジェフ健康保険組合	東京都
206	全国硝子業健康保険組合	東京都
207	全国商品取引業健康保険組合	東京都
208	全国信用保証協会健康保険組合	東京都
209	全国設計事務所健康保険組合	東京都
210	全国労働金庫健康保険組合	東京都
211	セントラルスポーツ健康保険組合	東京都
212	全日本空輸健康保険組合	東京都
213	総合警備保障健康保険組合	東京都
214	倉庫業健康保険組合	東京都
215	双日健康保険組合	東京都

216	象印マホービン健康保険組合	大阪府
217	ソニー健康保険組合	東京都
218	第一三共グループ健康保険組合	東京都
219	ダイキン工業健康保険組合	大阪府
220	大建工業健康保険組合	大阪府
221	大広健康保険組合	大阪府
222	ダイセル健康保険組合	大阪府
223	大東建託健康保険組合	東京都
224	大同特殊鋼健康保険組合	愛知県
225	ダイドーリミテッド健康保険組合	東京都
226	大日本明治製糖健康保険組合	東京都
227	ダイハツ系連合健康保険組合	大阪府
228	ダイフク健康保険組合	大阪府
229	太平洋セメント健康保険組合	東京都
230	太陽生命健康保険組合	東京都
231	大和証券グループ健康保険組合	東京都
232	ダイワボウ健康保険組合	大阪府
233	高島屋健康保険組合	大阪府
234	高田工業所健康保険組合	福岡県
235	宝グループ健康保険組合	京都府
236	タカラベルモント健康保険組合	大阪府
237	多木健康保険組合	兵庫県
238	ダスキン健康保険組合	大阪府
239	千葉県食品製造健康保険組合	千葉県
240	千葉県トラック健康保険組合	千葉県
241	千葉県農協健康保険組合	千葉県
242	中部アイティ産業健康保険組合	岐阜県
243	中部電力健康保険組合	愛知県

244	千代田グラビヤ健康保険組合	東京都
245	通信機器産業健康保険組合	東京都
246	ツガミ健康保険組合	新潟県
247	ツカモトグループ健康保険組合	東京都
248	椿本チエイン健康保険組合	京都府
249	帝人グループ健康保険組合	愛媛県
250	帝石健康保険組合	東京都
251	電興健康保険組合	東京都
252	電線工業健康保険組合	大阪府
253	デンソー健康保険組合	愛知県
254	天理よろづ相談所健康保険組合	奈良県
255	東亜合成健康保険組合	東京都
256	東亜道路健康保険組合	東京都
257	東海地区石油業健康保険組合	愛知県
258	東急百貨店健康保険組合	東京都
259	東京アパレル健康保険組合	東京都
260	東京医科大学健康保険組合	東京都
261	東京エレクトロン健康保険組合	東京都
262	東京応化工業健康保険組合	神奈川県
263	東京屋外広告ディスプレイ健康保険組合	東京都
264	東京織物健康保険組合	東京都
265	東京瓦斯健康保険組合	東京都
266	東京片倉健康保険組合	東京都
267	東京紙商健康保険組合	東京都
268	東京機器健康保険組合	東京都
269	東京化粧品健康保険組合	東京都
270	東京港健康保険組合	東京都
271	東京港運健康保険組合	東京都

272	東京広告業健康保険組合	東京都
273	東京実業健康保険組合	東京都
274	東京自動車教習所健康保険組合	東京都
275	東京証券業健康保険組合	東京都
276	東京スター銀行健康保険組合	東京都
277	東京中央卸売市場健康保険組合	東京都
278	東京鐵鋼健康保険組合	栃木県
279	東京都金属プレス工業健康保険組合	東京都
280	東京都情報サービス産業健康保険組合	東京都
281	東京都食品健康保険組合	東京都
282	東京都電気工事健康保険組合	東京都
283	東京都土木建築健康保険組合	東京都
284	東京都ニット健康保険組合	東京都
285	東京都農林漁業団体健康保険組合	東京都
286	東京都報道事業健康保険組合	東京都
287	東京都木材産業健康保険組合	東京都
288	東京都洋菓子健康保険組合	東京都
289	東京トラック事業健康保険組合	東京都
290	東京薬業健康保険組合	東京都
291	東芝健康保険組合	神奈川県
292	東芝機械健康保険組合	静岡県
293	東宝健康保険組合	東京都
294	TOYO TIRE 健康保険組合	兵庫県
295	東リ健康保険組合	兵庫県
296	東糧健康保険組合	東京都
297	東レ健康保険組合	滋賀県
298	トータルビューティー健康保険組合	京都府
299	徳洲会健康保険組合	大阪府

300	栃木県トラック健康保険組合	栃木県
301	栃木県農協健康保険組合	栃木県
302	トッパングループ健康保険組合	東京都
303	トヨタ関連部品健康保険組合	愛知県
304	豊田合成健康保険組合	愛知県
305	トヨタ自動車健康保険組合	愛知県
306	豊田通商健康保険組合	愛知県
307	トヨタ販売連合健康保険組合	愛知県
308	トヨタ紡織健康保険組合	愛知県
309	ナイスグループ健康保険組合	神奈川県
310	ナオリ健康保険組合	愛知県
311	長瀬産業健康保険組合	大阪府
312	長野県卸商業団地健康保険組合	長野県
313	長野県機械金属健康保険組合	長野県
314	長野県自動車販売店健康保険組合	長野県
315	長野県食品健康保険組合	長野県
316	中山製鋼所健康保険組合	大阪府
317	名古屋木材健康保険組合	愛知県
318	名古屋薬業健康保険組合	愛知県
319	なとり健康保険組合	東京都
320	南都銀行健康保険組合	奈良県
321	西川ゴム工業健康保険組合	広島県
322	西日本パッケージング健康保険組合	大阪府
323	西日本プラスチック工業健康保険組合	大阪府
324	ニチアス健康保険組合	東京都
325	日油健康保険組合	東京都
326	日活健康保険組合	東京都
327	日研グループ健康保険組合	東京都

328	日産自動車健康保険組合	神奈川県
329	日清製粉健康保険組合	東京都
330	ニッセイ・ウェルス生命健康保険組合	東京都
331	日曹健康保険組合	東京都
332	日東電工健康保険組合	大阪府
333	日本事務器健康保険組合	東京都
334	日本発条健康保険組合	神奈川県
335	日本板硝子健康保険組合	大阪府
336	日本金型工業健康保険組合	東京都
337	日本工営健康保険組合	東京都
338	日刊工業新聞社健康保険組合	東京都
339	日本航空健康保険組合	東京都
340	日本コロムビア健康保険組合	東京都
341	日本自動車部品工業健康保険組合	東京都
342	日本情報産業健康保険組合	東京都
343	日本触媒健康保険組合	大阪府
344	日本信号健康保険組合	埼玉県
345	日本製鉄健康保険組合	東京都
346	日本製粉健康保険組合	東京都
347	日本生命健康保険組合	大阪府
348	日本甜菜製糖健康保険組合	東京都
349	日本電産コパル健康保険組合	東京都
350	日本電子健康保険組合	東京都
351	日本年金機構健康保険組合	東京都
352	日本ペイント健康保険組合	大阪府
353	日本放送協会健康保険組合	東京都
354	日本山村硝子健康保険組合	兵庫県
355	日本ユニシス健康保険組合	東京都

356	ニューオータニ健康保険組合	東京都
357	農林水産関係法人健康保険組合	東京都
358	ノバルティス健康保険組合	東京都
359	野村健康保険組合	大阪府
360	野村証券健康保険組合	東京都
361	ノリタケグループ健康保険組合	愛知県
362	パイオニア健康保険組合	東京都
363	パイロット健康保険組合	東京都
364	長谷工健康保険組合	東京都
365	八十二銀行健康保険組合	長野県
366	パッケージ工業健康保険組合	東京都
367	パナソニック健康保険組合	大阪府
368	パレット健康保険組合	東京都
369	万代健康保険組合	大阪府
370	バンドー化学健康保険組合	兵庫県
371	東日本電線工業健康保険組合	東京都
372	東淀川健康保険組合	大阪府
373	百十四銀行健康保険組合	香川県
374	兵庫県運輸業健康保険組合	兵庫県
375	フォーラムエンジニアリング健康保険組合	東京都
376	福山通運健康保険組合	広島県
377	フジクラ健康保険組合	東京都
378	不二サッシ健康保険組合	神奈川県
379	富士車輛健康保険組合	滋賀県
380	富士ソフト健康保険組合	神奈川県
381	富士通健康保険組合	神奈川県
382	富士電機健康保険組合	東京都
383	フジパングループ健康保険組合	愛知県

384	富士フイルムグループ健康保険組合	神奈川県
385	双葉電子健康保険組合	千葉県
386	ブラザー健康保険組合	愛知県
387	ブリヂストン健康保険組合	東京都
388	プルデンシャル健康保険組合	東京都
389	プレス工業健康保険組合	神奈川県
390	ベイシアグループ健康保険組合	群馬県
391	平和堂健康保険組合	滋賀県
392	ベネッセグループ健康保険組合健康保険組合	岡山県
393	法政大学健康保険組合	東京都
394	法令出版健康保険組合	長野県
395	北陸情報産業健康保険組合	石川県
396	北海道医療健康保険組合	北海道
397	北海道コンピュータ関連産業健康保険組合	北海道
398	北海道信用金庫健康保険組合	北海道
399	北國新聞健康保険組合	石川県
400	ホトニクス・グループ健康保険組合	静岡県
401	ホンダ健康保険組合	東京都
402	マーレ健康保険組合	埼玉県
403	前田道路健康保険組合	東京都
404	マキタ健康保険組合	愛知県
405	マツダ健康保険組合	広島県
406	松屋健康保険組合	東京都
407	丸八真綿健康保険組合	神奈川県
408	三浦グループ健康保険組合	愛媛県
409	巴川製紙所健康保険組合	静岡県
410	ミクニ健康保険組合	神奈川県
411	ミサワホーム健康保険組合	東京都

412	みちのく銀行健康保険組合	青森県
413	三井E&S健康保険組合	千葉県
414	三井化学健康保険組合	東京都
415	三井住友トラスト・グループ健康保険組合	東京都
416	三井物産健康保険組合	東京都
417	ミツウロコ健康保険組合	東京都
418	ミットヨ健康保険組合	神奈川県
419	三菱ガス化学健康保険組合	東京都
420	三菱地所健康保険組合	東京都
421	三菱自動車健康保険組合	東京都
422	三菱重工健康保険組合	東京都
423	三菱電機健康保険組合	東京都
424	三菱マテリアル健康保険組合	東京都
425	みづほ健康保険組合	兵庫県
426	村田製作所健康保険組合	京都府
427	明治安田生命健康保険組合	東京都
428	メイテック健康保険組合	東京都
429	名糖健康保険組合	東京都
430	持田製薬健康保険組合	東京都
431	モリタ宮田工業健康保険組合	神奈川県
432	森永健康保険組合	東京都
433	ヤクルト健康保険組合	東京都
434	安川電機健康保険組合	福岡県
435	安田日本興亜健康保険組合	東京都
436	山口県自動車販売健康保険組合	山口県
437	山崎製パン健康保険組合	東京都
438	ヤマザキマザック健康保険組合	愛知県
439	山善健康保険組合	大阪府

440	やまと健康保険組合	東京都
441	ヤマトグループ健康保険組合	東京都
442	ヤマハ健康保険組合	静岡県
443	ユーシーシー健康保険組合	兵庫県
444	雪印メグミルク健康保険組合	東京都
445	雪の聖母会健康保険組合	福岡県
446	ユニーグループ健康保険組合	愛知県
447	ユニチカ健康保険組合	大阪府
448	横河ブリッジホールディングス健康保険組合	千葉県
449	横浜銀行健康保険組合	神奈川県
450	横浜港運健康保険組合	神奈川県
451	横浜港湾健康保険組合	神奈川県
452	横浜ゴム健康保険組合	東京都
453	吉原商品健康保険組合	東京都
454	ライク健康保険組合	大阪府
455	楽天健康保険組合	東京都
456	リクルート健康保険組合	東京都
457	理研健康保険組合	東京都
458	リコー三愛グループ健康保険組合	東京都
459	りそな健康保険組合	大阪府
460	レンゴー健康保険組合	大阪府
461	ロイヤル健康保険組合	福岡県
462	労働者健康安全機構健康保険組合	東京都
463	ワールド健康保険組合	兵庫県
464	早稲田大学健康保険組合	東京都

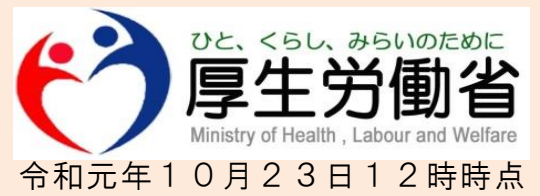
○ 国民健康保険組合

	国保組合名	所在地
1	福島県医師国保組合	福島県
2	全国歯科医師国保組合	栃木県
3	栃木県医師国保組合	栃木県
4	埼玉県医師国保組合	埼玉県
5	埼玉県薬剤師国保組合	埼玉県
6	関東信越税理士国保組合	埼玉県
7	埼玉県建設国保組合	埼玉県
8	埼玉土建国保組合	埼玉県
9	全国左官タイル塗装業国保組合	東京都
10	全国板金業国保組合	東京都
11	長野県建設国保組合	長野県
12	神奈川県医師国保組合	神奈川県
13	神奈川県歯科医師国保組合	神奈川県
14	神奈川県食品衛生国保組合	神奈川県
15	神奈川県薬剤師国保組合	神奈川県
16	神奈川県建設業国保組合	神奈川県
17	神奈川県建設連合国保組合	神奈川県
18	静岡県薬剤師国保組合	静岡県
19	静岡県歯科医師国保組合	静岡県
20	静岡県建設産業国保組合	静岡県
21	建設連合国保組合	愛知県
22	群馬県医師国保組合	群馬県
23	長野県医師国保組合	長野県
24	宮城県歯科医師国保組合	宮城県
25	東京美容国保組合	東京都
26	静岡県医師国保組合	静岡県

令和元年台風第19号の被災者の皆様へ

保険証や現金がなくても

医療機関等を受診できます



- **災害救助法の適用市町村の住民の方で**、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する都県の後期高齢者医療、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の**①～⑤のいずれかに該当する方は**、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨を**ご申告**いただくことで、**医療保険の窓口負担**や**介護保険の利用料**について**支払いが不要**となります。

(令和2年1月末まで)

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
※ 罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

対象保険者

[岩手県]

宮古市、大船渡市、陸前高田市、釜石市、山田町、普代村(※)、野田村(※)、洋野町(※)、岩手県後期高齢者医療広域連合、全国健康保険協会

(※)国保のみ

(上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。)

※ この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。

※ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、都県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。

※ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。

※ **上記以外**の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

- 被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

- この窓口負担の取扱いについて、ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。

保険証や現金がなくても

医療機関等を受診できます

- **災害救助法の適用市町村の住民の方で**、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する都県の後期高齢者医療、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の**①～⑤のいずれかに該当する方は**、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨を**ご申告**いただくことで、**医療保険の窓口負担**や**介護保険の利用料**について**支払いが不要**となります。

（令和2年1月末まで）

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
※ 罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

対象保険者

〔宮城県〕

仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、多賀城市、岩沼市、登米市、栗原市、大崎市、富谷市、蔵王町、大河原町、村田町、柴田町、丸森町、亘理町、山元町、松島町、利府町、大郷町、大衡村、色麻町、加美町、涌谷町、美里町、南三陸町、宮城県後期高齢者医療広域連合、全国健康保険協会

（上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。）

- ※ この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。
- ※ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、都県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。
- ※ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。
- ※ **上記以外**の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

- 被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

- この窓口負担の取扱いについて、ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。

令和元年台風第19号の被災者の皆様へ

保険証や現金がなくても

医療機関等を受診できます



- **災害救助法の適用市町村の住民の方で**、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する都県の後期高齢者医療、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の**①～⑤のいずれかに該当する方は**、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨を**ご申告**いただくことで、**医療保険の窓口負担**や**介護保険の利用料**について**支払いが不要**となります。

(令和2年1月末まで)

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
※ 罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

対象保険者

[福島県]

福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、喜多方市、相馬市、二本松市、田村市、南相馬市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村、鏡石町、天栄村、檜枝岐村、只見町、猪苗代町、会津美里町、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯館村、福島県後期高齢者医療広域連合、全国健康保険協会

(上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。)

- ※ この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。
- ※ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、都県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。
- ※ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。
- ※ **上記以外**の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

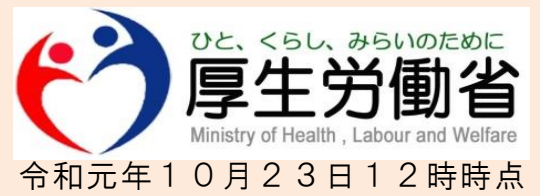
- 被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

- この窓口負担の取扱いについて、ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。

令和元年台風第19号の被災者の皆様へ

保険証や現金がなくても

医療機関等を受診できます



- **災害救助法の適用市町村の住民の方で**、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する都県の後期高齢者医療、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の**①～⑤のいずれかに該当する方は**、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨を**ご申告**いただくことで、**医療保険の窓口負担**や**介護保険の利用料**について**支払いが不要**となります。

(令和2年1月末まで)

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
※ 罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

対象保険者

[茨城県]

水戸市、日立市、土浦市、石岡市、結城市、常陸太田市、北茨城市、茨城町(☆)、那珂市、常陸大宮市、大子町、神栖市、守谷市、つくば市、ひたちなか市、城里町、筑西市(☆)、桜川市(※)、笠間市、茨城県後期高齢者医療広域連合、全国健康保険協会

(※)国保のみ

(☆)介護保険のみ

(上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。)

※ この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。

※ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、都県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。

※ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。

※ **上記以外**の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

- 被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

- この窓口負担の取扱いについて、ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。

令和元年台風第19号の被災者の皆様へ

保険証や現金がなくても

医療機関等を受診できます



- **災害救助法の適用市町村の住民の方で**、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する都県の後期高齢者医療、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の**①～⑤のいずれかに該当する方は**、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨を**ご申告**いただくことで、**医療保険の窓口負担**や**介護保険の利用料**について**支払いが不要**となります。

(令和2年1月末まで)

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
※ 罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

対象保険者

[栃木県]

宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、塩谷町、那須町、那須烏山市、小山市、下野市、上三川町、茂木町、市貝町(※)、壬生町、栃木県後期高齢者医療広域連合、全国健康保険協会

(※)国保のみ

(上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。)

- ※ この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。
- ※ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、都県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。
- ※ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。
- ※ **上記以外**の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

- 被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

- この窓口負担の取扱いについて、ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。

保険証や現金がなくても

医療機関等を受診できます

- **災害救助法の適用市町村の住民の方**で、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する都県の後期高齢者医療、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の**①～⑤のいずれかに該当する方は**、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨を**ご申告**いただくことで、**医療保険の窓口負担**や**介護保険の利用料**について**支払いが不要**となります。

（令和2年1月末まで）

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
※ 罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

対象保険者

〔群馬県〕

前橋市(※)、高崎市、館林市、藤岡市、富岡市、安中市、下仁田町(※)、南牧村、甘楽町(※)、嬭恋村、千代田町、邑楽町、みなかみ町、みどり市(※)、群馬県後期高齢者医療広域連合、全国健康保険協会

(※)国保のみ

(上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。)

- ※ この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。
- ※ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、都県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。
- ※ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。
- ※ **上記以外**の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

- 被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

- この窓口負担の取扱いについて、ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。

保険証や現金がなくても

医療機関等を受診できます

- **災害救助法の適用市町村の住民の方**で、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する都県の後期高齢者医療、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の**①～⑤のいずれかに該当する方は**、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨を**ご申告**いただくことで、**医療保険の窓口負担**や**介護保険の利用料**について**支払いが不要**となります。

（令和2年1月末まで）

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
※ 罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

対象保険者

[埼玉県]

さいたま市、川越市(※)、川口市、秩父市、所沢市、飯能市、本庄市、東松山市、狭山市、上尾市、入間市、朝霞市、和光市、新座市、富士見市(※)、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、小鹿野町、美里町、神川町、寄居町、埼玉県後期高齢者医療広域連合、全国健康保険協会

(※)国保のみ

(上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。)

- ※ この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。
- ※ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、都県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。
- ※ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。
- ※ **上記以外**の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

- 被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

- この窓口負担の取扱いについて、ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。

令和元年台風第19号の被災者の皆様へ

保険証や現金がなくても

医療機関等を受診できます



- **災害救助法の適用市町村の住民の方で**、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する都県の後期高齢者医療、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の**①～⑤のいずれかに該当する方は**、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨を**ご申告**いただくことで、**医療保険の窓口負担**や**介護保険の利用料**について**支払いが不要**となります。

（令和2年1月末まで）

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
※ 罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

対象保険者

[千葉県]

千葉県後期高齢者医療広域連合、全国健康保険協会

（上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。）

※ この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。

※ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、都県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。

※ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。

※ **上記以外**の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

- 被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

- この窓口負担の取扱いについて、ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。

令和元年台風第19号の被災者の皆様へ

保険証や現金がなくても

医療機関等を受診できます



- **災害救助法の適用市区町村の住民の方で**、適用市区町村の国民健康保険・介護保険、適用市区町村が所在する都県の後期高齢者医療、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の①～⑤のいずれかに該当する方は、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨を**ご申告**いただくことで、**医療保険の窓口負担**や**介護保険の利用料**について**支払いが不要**となります。

(令和2年1月末まで)

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
※ 罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

対象保険者

[東京都]

墨田区(※)、世田谷区(※)、北区、板橋区、練馬区、八王子市、青梅市、府中市、昭島市、日野市、稲城市(※)、日の出町、檜原村、奥多摩町、東京都後期高齢者医療広域連合、全国健康保険協会

(※)国保のみ

(上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。)

※ この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。

※ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、都県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。

※ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。

※ **上記以外**の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

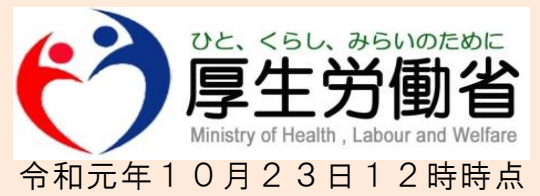
- 被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

- この窓口負担の取扱いについて、ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。

令和元年台風第19号の被災者の皆様へ

保険証や現金がなくても

医療機関等を受診できます



- **災害救助法の適用市町村の住民の方**で、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する都県の後期高齢者医療、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の**①～⑤のいずれかに該当する方は**、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨を**ご申告**いただくことで、**医療保険の窓口負担**や**介護保険の利用料**について**支払いが不要**となります。

(令和2年1月末まで)

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
※ 罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

対象保険者

[長野県]

長野市、松本市、上田市、岡谷市、諏訪市、須坂市、小諸市、中野市、飯山市、茅野市、塩尻市、佐久市、千曲市、東御市、安曇野市、小海町、川上村(※)、南牧村(※)、南相木村、佐久穂町、軽井沢町、御代田町、長和町、下諏訪町、富士見町、原村(☆)、辰野町、麻績村、生坂村、坂城町、小布施町、高山村、飯綱町、長野県後期高齢者医療広域連合 全国健康保険協会

(※)国保のみ

(☆)介護保険のみ

(上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。)

※ この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。

※ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、都県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。

※ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。

※ **上記以外**の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

- 被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

- この窓口負担の取扱いについて、ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。

令和元年台風第19号の被災者の皆様へ

保険証や現金がなくても

医療機関等を受診できます



- **災害救助法の適用市町村の住民の方で**、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する都県の後期高齢者医療、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の**①～⑤のいずれかに該当する方は**、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨を**ご申告**いただくことで、**医療保険の窓口負担**や**介護保険の利用料**について**支払いが不要**となります。

（令和2年1月末まで）

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
※ 罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

対象保険者

[静岡県]

伊豆の国市、函南町、静岡県後期高齢者医療広域連合 全国健康保険協会

（上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。）

※ この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。

※ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、都県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。

※ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。

※ **上記以外**の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

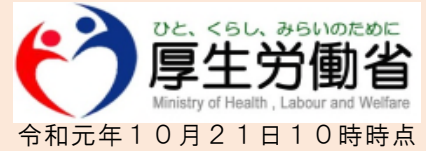
- 被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

- この窓口負担の取扱いについて、ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。

令和元年台風第19号の被災者の皆様へ

保険証や現金がなくても

医療機関等を受診できます



- **災害救助法の適用市町村の住民の方**で、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する都県の後期高齢者医療、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の**①～⑤のいずれかに該当する方は**、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨を**ご申告**いただくことで、**医療保険の窓口負担**や**介護保険の利用料**について**支払いが不要**となります。

（令和2年1月末まで）

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
※ 罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

対象保険者

[神奈川県]

川崎市、相模原市、平塚市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市、厚木市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、寒川町、大井町、松田町、山北町、箱根町、湯河原町、愛川町、清川村、神奈川県後期高齢者医療広域連合、全国健康保険協会

（上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。）

- ※ この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。
- ※ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、都県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。
- ※ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。
- ※ **上記以外**の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

- 被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

- **この窓口負担の取扱いについて、ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。**

令和元年台風第19号の被災者の皆様へ

保険証や現金がなくても



医療機関等を受診できます

- **災害救助法の適用市町村の住民の方**で、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する都県の後期高齢者医療、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の**①～⑤のいずれかに該当する方は**、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨を**ご申告**いただくことで、**医療保険の窓口負担**や**介護保険の利用料**について**支払いが不要**となります。

（令和2年1月末まで）

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
※ 罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

対象保険者

[新潟県]

上越市、新潟県後期高齢者医療広域連合、全国健康保険協会

（上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。）

※ この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。

※ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、都県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。

※ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。

※ **上記以外**の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

- 被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

- **この窓口負担の取扱いについて、ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。**

令和元年台風第19号の被災者の皆様へ

保険証や現金がなくても



医療機関等を受診できます

- **災害救助法の適用市町村の住民の方**で、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する都県の後期高齢者医療、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の**①～⑤のいずれかに該当する方は**、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨を**ご申告**いただくことで、**医療保険の窓口負担**や**介護保険の利用料**について**支払いが不要**となります。

(令和2年1月末まで)

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
※ 罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

対象保険者

[山梨県]

大月市、山梨県後期高齢者医療広域連合、全国健康保険協会

(上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。)

- ※ この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。
- ※ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、都県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。
- ※ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。
- ※ **上記以外**の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

- 被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

- **この窓口負担の取扱いについて、ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。**